

様式第1号(第4条、第8条関係)

年 月 日

能代市下水道事業
能代市長 様

排水設備工事店指定申請書

能代市指定排水設備工事店に関する規程に基づく排水設備工事店の(新規・継続)指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請者	商 号	
	代表者住所・氏名	電話 ()
	営業所所在地	電話 ()
※継続前の指定年月日及び番号		年 月 日 第 号

【添付書類】

- 1 申請者(法人の場合は、代表者)の住民票記載事項証明書(住民票の写しも可)及び経歴書
- 2 申請者(法人の場合は、代表者)が能代市指定排水設備工事店に関する規程第3条第1項第4号アからウまで並びにオ及びカのいずれにも該当しないことを誓約する書類
- 3 申請者が法人の場合は、商業登記簿謄本及び定款の写し
- 4 営業所の付近見取図及び写真
- 5 専属責任技術者名簿(様式第2号)
- 6 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

上記の申請に基づき審査の結果、次のとおり決定してよろしいでしょうか。

<input type="checkbox"/> 工事店として指定する <input type="checkbox"/> 工事店として指定しない		【審査】	
指 定 番 号	第 号		
指 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
【工事店として指定しない理由】			
起 案	年 月 日	決 裁	年 月 日
			審 査

(注) 1 太枠欄の中を記入してください。

2 ※欄については、継続申請の場合に記入してください。

様式第2号(第4条関係)

能代市下水道事業 能代市長 様	年 月 日 ※指定番号 第 号 商 号 営業所所在地 代表者氏名 電 話(ー)		
専 属 責 任 技 術 者 名 簿			
ふりがな 専属者氏名	住 所	登 録 番 号 第 号	新規・解除の別 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 解除
		第 号	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 解除
		第 号	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 解除
		第 号	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 解除
		第 号	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 解除
		第 号	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 解除
		第 号	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 解除
		第 号	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 解除
		第 号	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 解除
		第 号	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 解除
		第 号	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 解除
		第 号	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 解除
		第 号	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 解除
		第 号	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 解除

【添付書類】

- 1 排水設備工事責任技術者登録証の写し
- 2 専属する責任技術者の雇用関係を証するものとして、次のうちいずれか一つ
 - (1) 組合健康保険、政府管掌健康保険証(雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く)の写し
 - (2) 雇用保険被保険者取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - (3) 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

(注)※欄については、継続申請の場合に記入してください。

年 月 日

能代市下水道事業
能代市長 様

指定排水設備工事店再交付申請書

指定排水設備工事店証の再交付を受けたいので、能代市指定排水設備工事店に関する規程第5条第3項の規定により下記のとおり申請します。

申 請 者	指 定 番 号	第 号
	指 定 工 事 店 名 (商 号)	
	代 表 者 住 所 ・ 氏 名	電 話 ()
	営 業 所 所 在 地	電 話 ()

【理由及び経過説明】

【添付書類】

指定排水設備工事店証(損傷した場合)

(注)太枠欄の中を記入してください。

年 月 日

能代市下水道事業
能代市長 様

指 定 排 水 設 備 工 事 店 指 定 辞 退 届

指定排水設備工事店としての営業を(廃止・休止)するので、能代市指定排水設備工事店に関する規程第9条第1項の規定により下記のとおり届出します。

届 出 者	指 定 番 号	第 号
	指 定 工 事 店 名 (商 号)	
	代 表 者 住 所 ・ 氏 名	電 話 ()
	営 業 所 所 在 地	電 話 ()

【理由】

【添付書類】

指定排水設備工事店証

(注) 太枠欄の中を記入してください。

様式第6号(第9条関係)

能代市下水道事業 能代市長 様	年 月 日 指 定 番 号 第 号 商 号 営業所所在地 代表者氏名 電 話(ー)	
指 定 排 水 設 備 工 事 店 異 動 届		
(組織・代表者・商号・営業所移転・責任技術者・住居表示・電話番号)に異動があったので、能代市指定排水設備工事店に関する規程第9条第2項の規定により下記のとおり届出します。		
異 動 事 項	新	旧
組 織		
添 付 書 類	商業登記簿謄本、定款の写し、指定排水設備工事店証	
代 表 者		
添 付 書 類	商業登記簿謄本、定款の写し、住民票記載事項証明書(住民票の写しも可)、経歴書、能代市指定排水設備工事店に関する規程第3条第1項第4号アからウ及びオ、カのいずれにも該当しないことを誓約する書類、指定排水設備工事店証	
商 号		
添 付 書 類	商業登記簿謄本、定款の写し、指定排水設備工事店証	
営 業 所 移 転		
添 付 書 類	営業所の付近見取図及び写真、商業登記簿謄本、定款の写し、固定資産物件証明書(建物登記簿謄本でも可)、賃貸借契約書の写し、指定排水設備工事店証	
責 任 技 術 者		
添 付 書 類	専属責任技術者の排水設備工事責任技術者登録証の写し	
住 居 表 示		
添 付 書 類	住居表示変更通知書(商業登記簿謄本でも可)、指定排水設備工事店証	
電 話 番 号		
添 付 書 類	なし	

(注)太枠欄の中を記入してください。

年 月 日

能代市下水道事業
能代市長 様

排水設備工事責任技術者登録申請書

排水設備工事責任技術者の(新規・更新)登録を受けたいので、能代市指定排水設備工事店に関する規程第14条第1項及び第17条第3項の規定により下記のとおり申請します。

申請者	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日生	
	住所	〒 ー	
	電話番号	()	
	※登録番号	第 号	
	勤務先	指定店番号	第 号
	商号		
	所在地	電話 ()	

【添付書類】

- 1 住民票記載事項証明書(住民票の写しも可)
- 2 能代市指定排水設備工事店に関する規程第13条第2項第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類
- 3 排水設備工事責任技術者登録証及び協会の排水設備工事責任技術者証の写し
- 4 写真(最近3月以内に撮影した上半身のもの、縦2.5cm×横2.0cm)2枚

上記の申請に基づき審査の結果、次のとおり決定してよろしいでしょうか。

<input type="checkbox"/> 技術者登録証を交付する		<input type="checkbox"/> 技術者登録証を交付しない		【審査】	
番 号	第 号				
有効期間	年 月 日から				
【技術者登録証を交付しない理由】					
起案	年 月 日	決裁	年 月 日		
課長	係員			審査	

- (注) 1 太枠欄の中を記入してください。
2 ※欄については、更新申請の場合に記入してください。

年 月 日

能代市下水道事業
能代市長 様

排水設備工事責任技術者異動届

(住所・氏名・勤務先)に異動があったので、能代市指定排水設備工事店に関する規程第15条第3項の規定により下記のとおり届出します。

新住所	〒 ー	

	電話番号	()
旧住所	〒 ー	

	電話番号	()
新	ふりがな氏名	-----
旧	ふりがな氏名	-----
旧勤務先	名称	
	所在地	
	指定工事店番号	第 号
新勤務先	名称	
	所在地	
	指定工事店番号	第 号

【添付書類】

住所及び氏名又は住居表示の変更の場合

- 1 住民票記載事項証明書(住民票の写しも可)
- 2 排水設備工事責任技術者登録証

勤務先の変更の場合は、勤務先が確認できるものとして次のうちいずれか一つ

- 1 組合健康保険、政府管掌健康保険証(雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く)の写し
- 2 雇用保険被保険者取得確認通知書及び保険料領収書の写し
- 3 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

(注) 太枠欄の中を記入してください。

年 月 日

能代市下水道事業
能代市長 様

排水設備工事責任技術者証再交付申請書

排水設備工事責任技術者証の再交付を受けたいので、能代市指定排水設備工事店に関する規程第15条第4項の規定により下記のとおり申請します。

申	ふ	り	が	な	
	氏			名	
請	生	年	月	日	年 月 日生
	住			所	〒 ー
者	電	話	番	号	()
	登	録	番	号	第 号
	勤	指	定	店	番
	務	商	号		号
先	所	在	地	電話	()

【理由及び経過説明】

【添付書類】

- 1 住民票記載事項証明書(住民票の写しも可)
- 2 能代市指定排水設備工事店に関する規程第3条第1項第4号アからウ及びオ、カのいずれにも該当しないことを誓約する書類
- 3 排水設備工事責任技術者登録証及び協会の排水設備工事責任技術者証
- 4 写真(最近3月以内に撮影した上半身のもの、縦2.5cm×横2.0cm)2枚

課長		係員				審査

(注) 1 太枠欄の中を記入してください。

申請者の経歴書

現住所		
氏名		生年月日
職名		年月日生
職歴		
自年月		
至年月		
自年月		
至年月		
自年月		
至年月		
自年月		
現在		

営業の沿革	
創業	年月日
新規建設業登録	年月日 (任意)
建設業県知事許可	年月日 (任意)

上記のとおり相違ありません

令和 年 月 日
氏名

(法人、個人兼用)

誓 約 書

能代市指定排水設備工事店の申請あたり、能代市指定排水設備工事店に関する規程第3条第1項第4号アからウまで並びにオ及びカのいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

印

能代市長

あて

(個人用)

誓約書

能代市指定排水設備工事店に関する規程第13条第2項第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(自署は押印不要)

能代市長

あて

能代市指定排水設備工事店の新規指定等提出書類一覧

提出書類	添付書類	添付書類内容
排水設備工事店（新規・継続） 指定申請書	住民票記載事項証明書	市町村役場で発行（法人は代表者） ※本籍が記載されていること
	経歴書	代表者の氏名、職歴、会社の沿革などを記載したもの ※様式は任意
	申請者（法人の場合は、代表者）が能代市指定排水設備工事店に関する規程第3条第1項第4号アからウまで並びにオ及びカのいずれにも該当しないことを誓約する書類	※規定内容は、別紙 規定の詳細①を参考とすること
	商業登記簿謄本（写）	法人のみ（現在事項全部証明書でも可）
	定款（写）	法人のみ
	営業所の見取図	住宅地区の写しなど
	営業所の写真	看板、資材置場、事務所内部など
保有器材証書	排水設備工事に必要な器材のリスト（様式任意）	
専属責任技術者名簿（新規・解除）	責任技術者証（写）	秋田県下水道協会、能代市のもの
	専属を確認できる書類 どれか一つ	組合健康保険、健康保険証（写）
		雇用保険被保険者確認通知書（写）
		保険料領収証（写）
		従業員全員の賃金台帳（写）
	源泉徴収簿（写）	
	所得税納付額領収証（写）	

※能代市に登録されている責任技術者が不在の場合

（この場合は能代市に責任技術者を登録後、指定店の登録手続きとなります）

排水設備工事責任技術者（新規・更新）登録申請書	住民票記載事項証明書	市町村役場で発行 ※本籍が記載されていること
	能代市指定排水設備工事店に関する規程第13条第2項第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類	※規定内容は、別紙 規定の詳細②を参考とすること
	顔写真	縦2.5cm×横2.0cm（2枚）
	認定試験合格証（写）	新規登録者
	責任技術者証（写）	登録更新者

○指定手数料

手数料は1件につき20,000円です。

指定排水設備工事店証の発行時に、納入通知書をお渡ししますので、金融機関等でお支払いください。

○指定の有効期限

有効期間は原則5年間です。

☆この他、指定店になった後で、工事店の内容に変更があった場合は変更手続きを行うこと。

（住所、工事店名、代表者などの変更、責任技術者の異動、その他、申請当初と変更がある場合は上下水道整備課に確認のうえ手続きを行ってください。）

別紙 規定の詳細①

【添付書類】申請者(法人の場合は、代表者)が能代市指定排水設備工事店に関する規程第3条第1項第4号アからウ及びオ、カのいずれにも該当しないことを誓約する書類とは

指定工事店としての登録を新規もしくは更新する際に、以下の事項に該当しないことを誓約する書類です。よく確認の上、申請いただきますようお願いいたします。

(指定工事店の指定)

第3条 条例第6条第1項で規定する排水設備工事を施工できる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、管理者は、これを指定工事店として指定するものとする。

- (1) 責任技術者が1人以上専属していること。
- (2) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 県内に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 工事業者が第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合

ウ 第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある場合

オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合

別紙 規定の詳細②

【添付書類】能代市指定排水設備工事店に関する規程第13条第2項第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを誓約する書類 とは

責任技術者として登録する際に、以下の事項に該当しないことを誓約する書類です。よく確認の上、申請いただきますようお願いいたします。

第13条 協会に登録されている者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。

- 2 前項に定める者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、責任技術者の登録を受けることができない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 不法行為又は不正行為によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者
 - (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、管理者にその旨を届け出るものとする。